

生物多様性保全推進支援事業実施要領

制 定 平成20年5月1日 環自計発第 080501001 号
一部改正 平成22年2月4日 環自計発第 100204001 号

1. 目的

生物多様性保全推進支援事業の実施については、生物多様性保全推進支援事業実施要綱（平成20年5月1日付け環自計発第080501001号。以下「要綱」という。）の定めによるほか、この要領の定めるところによるものとする。

2. 実施主体

- (1) 地方公共団体（都道府県、市町村及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第281条に規定する特別区をいう。）又はその他の団体であって、それに代わる者として自然環境局長が承認した者（以下「地方公共団体等」という。）の参加を得た地域生物多様性協議会（以下「協議会」という。）とする。
- (2) 前項の承認は、当該団体等の定款又は規約、財務状況、活動状況等に基づき審査を行った上で行うものとする。

3. 事業期間

事業期間は、1箇所あたり2年程度とする。ただし、継続の必要が高いと認められる場合は、1年を単位として事業期間を延伸することができるものとする。

4. 対象経費

自然共生社会づくりを着実に進めていくため、地域における生物多様性の保全再生に資する活動等に必要な経費の一部を国が交付する。

(1) 地域生物多様性保全活動支援事業（交付金事業）

6に示す各支援メニューのいずれかに合致する活動等であって、地域における生物多様性の保全再生に資するものを実施するために必要な経費とする。

5. 事業計画

本事業の実施に当たっては、事業箇所ごとに事業計画を策定するものとする。この事業計画は、地域の自然特性に応じた、地域における生物多様性の保全再生により、自然共生社会づくりを推進することを目的とする事業により構成されるものとする。

なお、事業計画に位置づけられる個々の事業において、国より交付された交付金を財源として協議会が活動等を行う場合、交付金を充てることのできる割

合は当該事業費の2分の1以下とすること。

6. 事業要件

次の(1)～(3)に掲げる各支援メニューの要件のうち、いずれかの項目に該当すること。

(1) 野生動植物保護管理対策

①特定鳥獣保護管理計画に位置づけられた事業など、地域における適正な野生動物保護管理対策であって、国の生物多様性保全施策の観点から保全対策推進の必要性が高い事業

②環境省版レッドリストの絶滅危惧Ⅱ類以上に位置づけられる種であって、緊急な対策等が必要な種に関する事業

(2) 外来生物防除対策

特定外来生物等（要注意外来生物、国内の他地域から持ち込まれた外来種を含む。）に関する対策であって、国の生物多様性保全施策の観点から保全対策推進の必要性が高い事業

(3) 重要生物多様性地域保全再生

法令もしくは国際条約に基づく保護地域、ユネスコの定める生物圏保存地域(MAB)、または環境省の選定する重要湿地もしくは特定植物群落における事業等であって、国の生物多様性保全施策の観点から保全対策推進の必要性が高い事業

7. 協議会の要件

協議会は、原則として、2以上の主体から構成されるものとし、次に掲げる事項のすべてを満たすこととする。

(1) 代表者の定めがあること。

(2) 会員に活動等を実施する地域の地方公共団体等が含まれていること。なお、協議会は地域の幅広い主体により構成されていることが望ましい。ただし、国の機関は、協議会の会員に含まれないものとする。

(3) 事務手続きを適正かつ効率的に行うため、協議会としての意思決定の方法、会計処理の方法及び責任者等を明確にした以下に掲げる協議会の運営に係る規約等（別紙1及び別紙2に示した内容と同様の内容が盛り込まれているものであって総会の議決を得たもの。）が定められていること。

①協議会規約

②会計処理規程

(4) (3)の規約その他の規程に定めるところにより、1つの手続きにつき複数の者が関与する等、事務手続きに係る不正を未然に防止する仕組みとなっており、かつ、その執行体制が整備されていること。

(5) 地方公共団体等が協議会の事務局の一部を構成していること及び地方公共団体等の職員1人以上が当該協議会の会計処理において責任のある立場

にあること。なお、環境大臣による交付決定の取消しにより、交付金の全部又は一部について協議会が返還を求められた場合には、地方公共団体等もその返還の責任を負うものとする。

8. 協議会の承認等の手続き

- (1) 協議会の長は、本事業を初めて実施しようとする年度の事業開始時まで、自然環境局長に協議会規約、会計処理規程及び会員名簿を添えて別紙様式第1-1号により申請し、その承認を受けなければならない。
- (2) 自然環境局長は、申請の内容を審査し、7の要件を満たすものであると認められる場合には、これを承認し、協議会の長に通知しなければならない。
- (3) 協議会の長は、協議会規約及び会計規程について重要事項を変更しようとするときは、自然環境局長に別紙様式第1-2号により変更の承認を申請しなければならない。この場合において、自然環境局長が行う承認の手続きについては、(2)に準ずるものとする。
- (4) 協議会の長は、協議会規約及び会計規程について軽微な変更をしたとき並びに会員に変更があったときは、速やかに自然環境局長に別紙様式第1-3号により届け出なければならない。
- (5) 自然環境局長は、協議会が7の要件を欠いたと認めた場合、または4に定める各事業の執行に当たって不正を行い、これを是正する措置を取らなかったと認めた場合には、(2)の承認を取り消すことができる。また、自然環境局長は、(2)の承認を取り消したときは、承認を取り消した理由を添えて協議会の長に通知しなければならない。

9. 事業計画の承認等の手続き

- (1) 協議会の長は、本事業を初めて実施しようとする年度の交付金交付申請書を提出する前に、自然環境局長に協議会の議決を得た事業計画について別紙様式第2-1号により申請し、その承認を受けなければならない。
- (2) 自然環境局長は、(1)の内容を審査し、その内容が適正であると認められる場合には、これを承認し、協議会の長に通知しなければならない。
- (3) 協議会の長は、事業計画を変更しようとするときは、自然環境局長に協議会の承認を得た事業計画の変更について、別紙様式第2-2号により変更の承認を申請しなければならない。この場合において、自然環境局長が行う承認の手続きについては、(2)に準ずるものとする。

10. 関係書類の閲覧及び提出

自然環境局長は、必要に応じて、4に定める協議会の各事業に係る経理内容を調査するため、関係書類等の閲覧及び提出を求めることができる。

11. 経理事務指導

自然環境局長は、必要に応じて、協議会に対し、4に定める各事業に係る経理が適切に行われるよう、必要な指導を行うものとする。

12. 証拠書類の保管

協議会及び地方公共団体等は、交付金の交付申請の基礎となった証拠書類及び交付に関する証拠書類を、事業が完了した年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

13. 事務の委託

協議会は、協議会の事務の一部を当該協議会の運営等に係る規約等の定めるところにより、当該協議会以外の者に委託することができるものとする。

14. 協議会の活動報告の提出

協議会の長は、毎年度、協議会の当該年度の活動報告を、活動等を行った翌年度の4月10日までに、自然環境局長に提出するものとする。ただし、事業の2年目の終了時及び事業を延伸した場合の事業完了時においては、16の事業実施結果の報告に含めるものとする。

15. 資金

- (1) 協議会は、国からの交付金（地域生物多様性保全活動支援事業）により造成した資金に地域生物多様性保全活動支援事業勘定を設け、他の事業に係る経理と区分して整理しなければならない。
- (2) 協議会は、地域生物多様性保全活動支援事業に係る経費については地域生物多様性保全活動支援事業勘定から、支出しなければならないが、当該事業以外の用途に使用してはならない。
- (3) 協議会は、4（2）に定める事業を実施する場合には、自己負担金を、地域生物多様性保全活動支援事業勘定に繰り入れるものとする。
- (4) 協議会は、資金を金融機関への預金又は貯金により管理するものとする。

16. 事業実施結果の報告

協議会の長は、事業の2年目の終了時及び事業を延伸した場合の事業完了時において、事業実施結果について、自然環境局長に報告を行うものとする。

17. 交付方法

4（2）の交付金事業については、国は、予算の範囲内において、事業に必要な経費について、別に定めるところにより、交付金を交付するものとする。

18. 委託事業

前条までの規定に基づくほか、地域における生物多様性を保全・推進するために、必要に応じて、国からの委託をおこなうものとする。

附 則

- 1 この要領は平成22年4月1日より施行する。
- 2 平成21年度以前に、5に基づく事業計画の策定をおこなっている協議会については、7（5）に定める返還の対象に委託費を、12に定める証拠書類について委託契約の基礎となった書類も対象とする。また、委託費に係る経費については、15に準じて区分して経理し、支出しなければならない。

別紙様式第1-1号

番 号
年 月 日

環境省自然環境局長 殿

住 所
〇〇〇〇協議会
会長 〇〇〇〇 印

〇〇〇〇協議会の承認申請について

生物多様性保全推進支援事業実施要領（平成20年5月1日付環自計発第080501001号）8（1）の規定に基づき、下記の関係書類を添えて承認を申請する。

記

- 別紙1 〇〇〇〇協議会規約
- 別紙2 〇〇〇〇協議会会計処理規程
- 別紙3 〇〇〇〇協議会会員名簿（※）

※なお、協議会の会員として地方公共団体が含まれない場合には、それに代わる団体について、当該団体の定款又は規約、財務状況、活動状況等を示す書類を添付したうえで、自然環境局長の承認を得ること。

別紙様式第1-2号

番 号
年 月 日

環境省自然環境局長 殿

住 所
〇〇〇〇協議会
会長 〇〇〇〇 印

〇〇〇〇協議会規約の変更承認申請について

〇〇〇〇協議会規約を下記により変更したいので、生物多様性保全推進支援事業実施要領（平成20年5月1日付環自計発第080501001号）8（3）の規定に基づき、関係書類を添えて承認を申請する。

記

- 1 〇〇〇〇協議会規約を変更する理由
- 2 変更箇所

添付書類（1） 変更後の〇〇〇〇協議会規約案
（2） 規約の変更を議決した総会の議事録の写し

別紙様式第1－3号

番 号
年 月 日

環境省自然環境局長 殿

住 所
〇〇〇〇協議会
会長 〇〇〇〇 印

〇〇〇〇協議会規約等の変更の届出について

〇〇〇〇協議会〇〇規約等を下記により変更したので、生物多様性保全推進支援事業実施要領（平成20年5月1日付環自計発第080501001号）8（4）の規定に基づき、関係書類を添えて届出する。

記

- 1 変更した協議会規約等の名称
- 2 変更箇所

添付書類 （1）変更後の〇〇〇〇協議会〇〇（規約・規程）
（2）〇〇規程の変更を議決した総会の議事録の写し

別紙様式第2-1号

番 号
年 月 日

環境省自然環境局長 殿

住 所
〇〇〇〇協議会
会長 〇〇〇〇 印

事業計画の承認申請について

事業計画を別添のとおり作成したので、生物多様性保全推進支援事業実施要領（平成20年5月1日付環自計発第080501001号）9（1）の規定に基づき承認を申請する。

生物多様性保全推進支援事業計画

支援事業名			
協議会名			
事業対象地域 (※1)	都道府県、市町村名等	事業期間	平成 年度 ～ 平成 年度
1. 連絡先	事務担当者：		Tel.
	E-mail		Fax.
	事業担当者：		Tel.
	E-mail		Fax.
2. 該当する 支援事業の メニュー (該当するも の全てに○)	(1) 野生動物 植物保護 管理 対策	①特定鳥獣保護管理計画に位置づけられた事業など、地域における適正な野生動物保護管理対策であって、国の生物多様性保全施策の観点から保全対策推進の必要性が高い事業	
		②環境省版レッドリストの絶滅危惧Ⅱ類以上に位置づけられる種であって、緊急な対策等が必要な種に関する事業	
	(2) 外来生物 防除 対策	特定外来生物等（要注意外来生物、国内の他地域から持ち込まれた外来種を含む。）に関する対策であって、国の生物多様性保全施策の観点から保全対策推進の必要性が高い事業	
	(3) 重要生 物多様 性地域 対策	法令もしくは国際条約に基づく保護地域、ユネスコの定める生物圏保存地域（MAB）、または環境省の選定する重要湿地もしくは特定植物群落における事業等であって、国の生物多様性保全施策の観点から保全対策推進の必要性が高い事業	
3. 要望額			
初年度目	千円		
2年度目	千円		
3年度目以 降 (※2)	千円		

合計	千円
4. 要望額 積算内訳	別紙
5. 事業計画の概要	
6. 地域における生物多様性保全上の課題と取組の現状 (既に実施している地域の生物多様性の保全・再生に資する施策等を含む)	

7. 事業計画	
(1) 初年度目の事業計画	
概要：	
ア	□□事業
イ	△△事業
ウ	××事業
(2) 2年度目の事業計画	
概要：	
ア	□□事業
イ	△△事業
ウ	××事業
(3) 3年度目以降の事業計画	
概要：	
ア	□□事業
イ	△△事業
ウ	××事業
8. 保全推進支援事業の実施により期待される生物多様性保全等の効果の目標	

※1 別紙の添付も可。

※2 1箇所あたりの事業期間は2年程度とし、継続の必要性が高いと認められる場合は1年を単位として事業期間を延伸することができるものとする。

※3 平成21年度以前に策定した事業計画については、策定時の様式を継続して使用する。

(別紙)

交付金事業要望額積算内訳書

支援事業名 _____

(単位：千円)

	事業名 (事業主体)	導入設備	事業額	要望額	事業主体等の 負担額	積算内訳
初年度目	ア. □□事業 ()					
	イ. △△事業 ()					
	ウ. ××事業 ()					
2年度目	ア. □□事業 ()					
	イ. △△事業 ()					
	ウ. ××事業 ()					
3年度目 以降	ア. □□事業 ()					
	イ. △△事業 ()					
	ウ. ××事業 ()					

注1 導入設備については、設備の能力、基数も記述すること。

2 事業主体等の負担額については、各事業毎に当該資金を負担する主体とその負担額を記載すること。

(別紙) 平成21年度以前に策定した事業計画についてのみ使用のこと
委 託 事 業 要 望 額 積 算 内 訳 書

支援事業名 _____

(単位：千円)

	事業名	要望額	積算内訳
初年度 目	ア. □□事業		
	イ. △△事業		
	ウ. ××事業		
2年度 目	ア. □□事業		
	イ. △△事業		
	ウ. ××事業		
3年度 目以降	ア. □□事業		
	イ. △△事業		
	ウ. ××事業		

別紙様式第2-2号

番 号
年 月 日

環境省自然環境局長 殿

住 所

〇〇〇〇協議会

会長 〇〇〇〇

印

事業計画の変更承認申請について

事業計画を下記により変更したいので、生物多様性保全推進支援事業実施要領（平成20年5月1日付環自計発第080501001号）9（3）の規定に基づき、関係書類を添えて承認を申請する。

記

1 事業計画を変更する理由

2 変更箇所

添付書類 変更後の事業計画案

生物多様性保全推進支援事業計画

支援事業名			
協議会名			
事業対象地域 (※1)	都道府県、市町村名等	事業期間	平成 年度 ～ 平成 年度
1. 連絡先	事務担当者：		Tel.
	E-mail		Fax.
	事業担当者：		Tel.
	E-mail		Fax.
2. 該当する 支援事業の メニュー (該当するもの 全てに○)	(1) 野生動物 植物保護 管理 対策	①特定鳥獣保護管理計画に位置づけられた事業など、地域における適正な野生動物保護管理対策であって、国の生物多様性保全施策の観点から保全対策推進の必要性が高い事業	
		②環境省版レッドリストの絶滅危惧Ⅱ類以上に位置づけられる種であって、緊急な対策等が必要な種に関する事業	
	(2) 外来生物 防除 対策	特定外来生物等(要注意外来生物、国内の他地域から持ち込まれた外来種を含む。)に関する対策であって、国の生物多様性保全施策の観点から保全対策推進の必要性が高い事業	
	(3) 重要生物 多様性 地域 対策	法令もしくは国際条約に基づく保護地域、ユネスコの定める生物圏保存地域(MAB)、または環境省の選定する重要湿地もしくは特定植物群落における事業等であって、国の生物多様性保全施策の観点から保全対策推進の必要性が高い事業	
3. 要望額			
初年度目	千円		
2年度目	千円		
3年度目	千円		
以降 (※2)			
合計	千円		

4. 要望額 積算内訳	別紙
5. 事業計画の概要	
6. 地域における生物多様性保全上の課題と取組の現状 (既の実施している地域の生物多様性の保全・再生に資する施策等を含む)	

7. 事業計画	
(1) 初年度目の事業計画	
概要：	
ア	□□事業
イ	△△事業
ウ	××事業
(2) 2年度目の事業計画	
概要：	
ア	□□事業
イ	△△事業
ウ	××事業
(3) 3年度目以降の事業計画	
概要：	
ア	□□事業
イ	△△事業
ウ	××事業
8. 保全推進支援事業の実施により期待される生物多様性保全等の効果の目標	

※1 別紙の添付も可。

※2 1箇所あたりの事業期間は2年程度とし、継続の必要性が高いと認められる場合は1年を単位として事業期間を延伸することができるものとする。

※3 平成21年度以前に策定した事業計画については、策定時の様式を継続して使用する。

(注) 要望額に変更があった場合は変更後の額を下段実書きで、当初の要望額を上段()書きで記入すること。なお、事業を実施し終えた年度については実績額を記入すること。

(別紙)

交付金事業要望額積算内訳書

支援事業名 _____

(単位：千円)

	事業名 (事業主体)	導入設備	事業額	要望額	事業主体等の 負担額	積算内訳
初年度目	ア. □□事業 ()					
	イ. △△事業 ()					
	ウ. ××事業 ()					
2年度目	ア. □□事業 ()					
	イ. △△事業 ()					
	ウ. ××事業 ()					
3年度目 以降	ア. □□事業 ()					
	イ. △△事業 ()					
	ウ. ××事業 ()					

注1 導入設備については、設備の能力、基数も記述すること。

2 事業主体等の負担額については、各事業毎に当該資金を負担する主体とその負担額を記載すること。

3 要望額に変更があった場合は変更後の額を下段実書きで、当初の要望額を上段()書きで記入すること。なお、事業を実施し終えた年度については実績額を記入すること。

(別紙) 平成21年度以前に策定した事業計画についてのみ使用のこと
委託事業要望額積算内訳書

支援事業名 _____

(単位：千円)

	事業名	要望額	積算内訳
初年度 目	ア. □□事業		
	イ. △△事業		
	ウ. ××事業		
2年度 目	ア. □□事業		
	イ. △△事業		
	ウ. ××事業		
3年度 目以降	ア. □□事業		
	イ. △△事業		
	ウ. ××事業		

生物多様性保全推進支援事業実施要領の新旧対照表（本文）

改正案	現 行
生物多様性保全推進支援事業実施要領	生物多様性保全推進支援事業実施要領
<p>制 定 平成20年5月1日環自計発第080501001号 一部改正 平成22年 月 日環自計発第 号</p> <p>1. 目的 生物多様性保全推進支援事業の実施については、生物多様性保全推進支援事業実施要綱（平成20年5月1日付け環自計発第080501001号。以下「要綱」という。）の定めによるほか、この要領の定めるところによるものとする。</p> <p>2. 実施主体 （1）地方公共団体（都道府県、市町村及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第281条に規定する特別区をいう。）又はその他の団体であって、それに代わる者として自然環境局長が承認した者（以下「地方公共団体等」という。）の参加を得た地域生物多様性協議会（以下「協議会」という。）とする。 （2）前項の承認は、当該団体等の定款又は規約、財務状況、活動状況等に基づき審査を行った上で行うものとする。</p> <p>3. 事業期間 事業期間は、1箇所あたり2年程度とする。ただし、継続の必要が高いと認められる場合は、1年を単位として事業期間を延伸することができるものとする。</p> <p>4. 対象経費 自然共生社会づくりを着実に進めていくため、地域における生物多様性の保全再生に資する活動等に<u>必要な経費の一部を国が交付する。</u></p> <p>（1）<u>地域生物多様性保全活動支援事業（交付金事業）</u> 6に示す各支援メニューのいずれかに合致する活動等であって、地域における生物多様性の保全再生に資するものを実施するために必要な経費とする。</p>	<p>制 定 平成20年5月1日環自計発第080501001号 一部改正 平成22年 月 日環自計発第 号</p> <p>1. 目的 生物多様性保全推進支援事業の実施については、生物多様性保全推進支援事業実施要綱（平成20年5月1日付け環自計発第080501001号。以下「要綱」という。）の定めによるほか、この要領の定めるところによるものとする。</p> <p>2. 実施主体 （1）地方公共団体（都道府県、市町村及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第281条に規定する特別区をいう。）又はその他の団体であって、それに代わる者として自然環境局長が承認した者（以下「地方公共団体等」という。）の参加を得た地域生物多様性協議会（以下「協議会」という。）とする。 （2）前項の承認は、当該団体等の定款又は規約、財務状況、活動状況等に基づき審査を行った上で行うものとする。</p> <p>3. 事業期間 事業期間は、1箇所あたり2年程度とする。ただし、継続の必要が高いと認められる場合は、1年を単位として事業期間を延伸することができるものとする。</p> <p>4. 対象経費 自然共生社会づくりを着実に進めていくため、地域における生物多様性の保全再生に資する活動等について、<u>国からの委託を行うとともに、活動等に必要な経費の一部を国が交付する。</u></p> <p>（1）<u>地域生物多様性保全委託事業（委託事業）</u> <u>事業実施計画の策定、協議会が実施する事業に関する広報、効果の把握・評価等、協議会の運営を行うために必要な経費とする。</u></p> <p>（2）<u>地域生物多様性保全活動支援事業（交付金事業）</u> 6に示す各支援メニューのいずれかに合致する活動等であって、地域における生物多様性の保全再生に資するものを実施するために必要な経費とする。</p>

5. 事業計画

本事業の実施に当たっては、事業箇所ごとに事業計画を策定するものとする。この事業計画は、地域の自然特性に応じた、地域における生物多様性の保全再生により、自然共生社会づくりを推進することを目的とする事業により構成されるものとする。

なお、事業計画に位置づけられる個々の事業において、国より交付された交付金を財源として協議会が活動等を行う場合、交付金を充てることのできる割合は当該事業費の2分の1以下とすること。

6. 事業要件

次の(1)～(3)に掲げる各支援メニューの要件のうち、いずれかの項目に該当すること。

(1) 野生動植物保護管理対策

①特定鳥獣保護管理計画に位置づけられた事業など、地域における適正な野生動物保護管理対策であって、国の生物多様性保全施策の観点から保全対策推進の必要性が高い事業

②環境省版レッドリスト絶滅危惧Ⅱ類以上に位置づけられる種であって、緊急な対策等が必要な種に関する事業

(2) 外来生物防除対策

特定外来生物や要注意外来生物、国内移入種などに関する対策であって、国の生物多様性保全施策の観点から保全対策推進の必要性が高い事業

(3) 重要生物多様性地域保全再生

法令もしくは国際条約に基づく保護地域、ユネスコの定める生物圏保存地域(MAB)、または環境省の選定する重要湿地もしくは特定植物群落における事業等であって、国の生物多様性保全施策の観点から保全対策推進の必要性が高い事業

5. 事業計画

本事業の実施に当たっては、事業箇所ごとに事業計画を策定するものとする。この事業計画は、地域の自然特性に応じた、地域における生物多様性の保全再生により、自然共生社会づくりを推進することを目的とする事業により構成されるものとする。

なお、事業計画に位置づけられる個々の事業において、国より交付された交付金を財源として協議会が活動等を行う場合、交付金を充てることのできる割合は当該事業費の2分の1以下とすること。

6. 事業要件

次の(1)～(3)に掲げる各支援メニューの要件のうち、いずれかの項目に該当すること。

(1) 野生動植物保護管理対策

①種の保存法(絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律、平成4年法律第75号)に基づく国内希少野生動植物種の保護増殖事業計画に位置づけられた事業

②鳥獣保護法(鳥獣保護及び狩猟の適正化に関する法律、平成14年法律第88号)に基づく特定鳥獣保護管理計画に位置づけられた事業

③国指定鳥獣保護区の保護に関する指針に基づく保全事業(自然公園等事業の対象事業を除く。)

④環境省版レッドリストの絶滅危惧Ⅰ類またはⅡ類に位置づけられる種であって、緊急な対策等が必要な種に関する事業

(2) 外来生物防除対策

①外来生物法(特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律、平成16年法律第78号)に基づく防除計画に位置づけられた事業

②国内移入種または要注意外来生物に関する対策であって、国の生物多様性保全施策の観点から保全対策推進の必要性が高い事業

(3) 重要生物多様性地域保全再生

①自然再生推進法(平成14年法律第148号)に基づく事業実施計画に位置づけられた事業(自然公園等事業の対象事業を除く。)

②世界遺産条約に基づく自然遺産の登録地において行われる事業であって、世界遺産の管理計画に位置づけられたもの

③その他、法令または国際条約に基づく保護地域、ユネ

7. 協議会の要件

協議会は、原則として、2以上の主体から構成されるものとし、次に掲げる事項のすべてを満たすこととする。

(1) 代表者の定めがあること。

(2) 会員に活動等を実施する地域の地方公共団体等が含まれていること。なお、協議会は地域の幅広い主体により構成されていることが望ましい。ただし、国の機関は、協議会の会員に含まれないものとする。

(3) 事務手続きを適正かつ効率的に行うため、協議会としての意思決定の方法、会計処理の方法及び責任者等を明確にした以下に掲げる協議会の運営に係る規約等(別紙1及び別紙2に示した内容と同様の内容が盛り込まれているものであって総会の議決を得たもの。)が定められていること。

①協議会規約

②会計処理規程

(4) (3)の規約その他の規程に定めるところにより、1つの手続きにつき複数の者が関与する等、事務手続きに係る不正を未然に防止する仕組みとなっており、かつ、その執行体制が整備されていること。

(5) 地方公共団体等が協議会の事務局の一部を構成していること及び地方公共団体等の職員1人以上が当該協議会の会計処理において責任のある立場にあること。なお、環境大臣による交付決定の取消しにより、交付金の全部又は一部について協議会が返還を求められた場合には、地方公共団体等もその返還の責任を負うものとする。

—

8. 協議会の承認等の手続き

(1) 協議会の長は、本事業を初めて実施しようとする年度の事業開始時まで、自然環境局長に協議会規約、会計処理規程及び会員名簿を添えて別紙様式第1-1号により申請し、その承認を受けなければならない。

(2) 自然環境局長は、申請の内容を審査し、7の要件を満たすものであると認められる場合には、これを承認し、協議会の長に通知しなければならない。

(3) 協議会の長は、協議会規約及び会計規程について重要事項を変更しようとするときは、自然環境局長に別紙様式第1-2号により変更の承認を申請しなければならない。この場合において、自然環境局長が行う承認の

スコの定める生物圏保存地域(MAB)または環境省の選定する重要湿地、特定植物群落等における事業であって、国の生物多様性保全施策の観点から保全対策推進の必要性が高い事業

7. 協議会の要件

協議会は、原則として、2以上の主体から構成されるものとし、次に掲げる事項のすべてを満たすこととする。

(1) 代表者の定めがあること。

(2) 会員に活動等を実施する地域の地方公共団体等が含まれていること。なお、協議会は地域の幅広い主体により構成されていることが望ましい。ただし、国の機関は、協議会の会員に含まれないものとする。

(3) 事務手続きを適正かつ効率的に行うため、協議会としての意思決定の方法、会計処理の方法及び責任者等を明確にした以下に掲げる協議会の運営に係る規約等(別紙1及び別紙2に示した内容と同様の内容が盛り込まれているものであって総会の議決を得たもの。)が定められていること。

①協議会規約

②会計処理規程

(4) (3)の規約その他の規程に定めるところにより、1つの手続きにつき複数の者が関与する等、事務手続きに係る不正を未然に防止する仕組みとなっており、かつ、その執行体制が整備されていること。

(5) 地方公共団体等が協議会の事務局の一部を構成していること及び地方公共団体等の職員1人以上が当該協議会の会計処理において責任のある立場にあること。なお、環境大臣による交付決定の取消しにより、交付金の全部又は一部について協議会が返還を求められた場合には、地方公共団体等もその返還の責任を負うものとする。委託費についても同様とする。

8. 協議会の承認等の手続き

(1) 協議会の長は、本事業を初めて実施しようとする年度の事業開始時まで、自然環境局長に協議会規約、会計処理規程及び会員名簿を添えて別紙様式第1-1号により申請し、その承認を受けなければならない。

(2) 自然環境局長は、申請の内容を審査し、7の要件を満たすものであると認められる場合には、これを承認し、協議会の長に通知しなければならない。

(3) 協議会の長は、協議会規約及び会計規程について重要事項を変更しようとするときは、自然環境局長に別紙様式第1-2号により変更の承認を申請しなければならない。この場合において、自然環境局長が行う承認の

手続きについては、(2)に準ずるものとする。

(4) 協議会の長は、協議会規約及び会計規程について軽微な変更をしたとき並びに会員に変更があったときは、速やかに自然環境局長に別紙様式第1-3号により届け出なければならない。

(5) 自然環境局長は、協議会が7の要件を欠いたと認めた場合、または4に定める各事業の執行に当たって不正を行い、これを是正する措置を取らなかったと認めた場合には、(2)の承認を取り消すことができる。また、自然環境局長は、(2)の承認を取り消したときは、承認を取り消した理由を添えて協議会の長に通知しなければならない。

9. 事業計画の承認等の手続き

(1) 協議会の長は、本事業を初めて実施しようとする年度の交付金交付申請書を提出する前に、自然環境局長に協議会の議決を得た事業計画について別紙様式第2-1号により申請し、その承認を受けなければならない。

(2) 自然環境局長は、(1)の内容を審査し、その内容が適正であると認められる場合には、これを承認し、協議会の長に通知しなければならない。

(3) 協議会の長は、事業計画を変更しようとするときは、自然環境局長に協議会の承認を得た事業計画の変更について、別紙様式第2-2号により変更の承認を申請しなければならない。この場合において、自然環境局長が行う承認の手続きについては、(2)に準ずるものとする。

10. 関係書類の閲覧及び提出

自然環境局長は、必要に応じて、4に定める協議会の各事業に係る経理内容を調査するため、関係書類等の閲覧及び提出を求めることができる。

11. 経理事務指導

自然環境局長は、必要に応じて、協議会に対し、4に定める各事業に係る経理が適切に行われるよう、必要な指導を行うものとする。

12. 証拠書類の保管

協議会及び地方公共団体等は、交付金の交付申請の基礎となった証拠書類及び交付に関する証拠書類を、事業が完了した年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

手続きについては、(2)に準ずるものとする。

(4) 協議会の長は、協議会規約及び会計規程について軽微な変更をしたとき並びに会員に変更があったときは、速やかに自然環境局長に別紙様式第1-3号により届け出なければならない。

(5) 自然環境局長は、協議会が7の要件を欠いたと認めた場合、または4に定める各事業の執行に当たって不正を行い、これを是正する措置を取らなかったと認めた場合には、(2)の承認を取り消すことができる。また、自然環境局長は、(2)の承認を取り消したときは、承認を取り消した理由を添えて協議会の長に通知しなければならない。

9. 事業計画の承認等の手続き

(1) 協議会の長は、本事業を初めて実施しようとする年度の委託業務実施計画書及び交付金交付申請書を提出する前に、自然環境局長に協議会の議決を得た事業計画について別紙様式第2-1号により申請し、その承認を受けなければならない。

(2) 自然環境局長は、(1)の内容を審査し、その内容が適正であると認められる場合には、これを承認し、協議会の長に通知しなければならない。

(3) 協議会の長は、事業計画を変更しようとするときは、自然環境局長に協議会の承認を得た事業計画の変更について、別紙様式第2-2号により変更の承認を申請しなければならない。この場合において、自然環境局長が行う承認の手続きについては、(2)に準ずるものとする。

10. 関係書類の閲覧及び提出

自然環境局長は、必要に応じて、4に定める協議会の各事業に係る経理内容を調査するため、関係書類等の閲覧及び提出を求めることができる。

11. 経理事務指導

自然環境局長は、必要に応じて、協議会に対し、4に定める各事業に係る経理が適切に行われるよう、必要な指導を行うものとする。

12. 証拠書類の保管

協議会及び地方公共団体等は、4に定める各事業で、委託契約の基礎となった証拠書類、交付金の交付申請の基礎となった証拠書類及び交付に関する証拠書類を、事業が完了した年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

13. 事務の委託

協議会は、協議会の事務の一部を当該協議会の運営等に係る規約等の定めるところにより、当該協議会以外の者に委託することができるものとする。

14. 協議会の活動報告の提出

協議会の長は、毎年度、協議会の当該年度の活動報告を、活動等を行った翌年度の4月10日までに、自然環境局長に提出するものとする。ただし、事業の2年目の終了時及び事業を延伸した場合の事業完了時においては、16の事業実施結果の報告に含めるものとする。

15. 資金

(1) 協議会は、国からの交付金（地域生物多様性保全活動支援事業）により造成した資金に地域生物多様性保全活動支援事業勘定を設け、他の事業に係る経理と区分して整理しなければならない。

(2) 協議会は、地域生物多様性保全活動支援事業に係る経費については地域生物多様性保全活動支援事業勘定から、支出しなければならず、当該事業以外の使途に使用してはならない。

(3) 協議会は、4(2)に定める事業を実施する場合には、自己負担金を、地域生物多様性保全活動支援事業勘定に繰り入れるものとする。

(4) 協議会は、資金を金融機関への預金又は貯金により管理するものとする。

16. 事業実施結果の報告

協議会の長は、事業の2年目の終了時及び事業を延伸した場合の事業完了時において、事業実施結果について、自然環境局長に報告を行うものとする。

17. 交付方法

4(2)の交付金事業については、国は、予算の範囲内において、事業に必要な経費について、別に定めるところにより、交付金を交付するものとする。

18. 委託事業

前条までの規定に基づくほか、地域における生物多様性の保全・推進を推進するために、必要に応じて、国が

13. 事務の委託

協議会は、協議会の事務の一部を当該協議会の運営等に係る規約等の定めるところにより、当該協議会以外の者に委託することができるものとする。

14. 協議会の活動報告の提出

協議会の長は、毎年度、協議会の当該年度の活動報告を、活動等を行った翌年度の4月10日までに、自然環境局長に提出するものとする。ただし、事業の2年目の終了時及び事業を延伸した場合の事業完了時においては、16の事業実施結果の報告に含めるものとする。

15. 資金

(1) 協議会は、国からの委託費（地域生物多様性保全委託事業）により造成した資金に地域生物多様性保全委託事業勘定、国からの交付金（地域生物多様性保全活動支援事業）により造成した資金に地域生物多様性保全活動支援事業勘定をそれぞれ設け、他の事業に係る経理と区分して整理しなければならない。

(2) 協議会は、地域生物多様性保全委託事業に係る経費については地域生物多様性保全委託事業勘定、地域生物多様性保全活動支援事業に係る経費については地域生物多様性保全活動支援事業勘定から、それぞれ支出しなければならず、また、それぞれの勘定の資金を当該事業以外の使途に使用してはならない。

(3) 協議会は、4(2)に定める事業を実施する場合には、自己負担金を、地域生物多様性保全活動支援事業勘定に繰り入れるものとする。

(4) 協議会は、資金を金融機関への預金又は貯金により管理するものとする。

16. 事業実施結果の報告

協議会の長は、事業の2年目の終了時及び事業を延伸した場合の事業完了時において、事業実施結果について、自然環境局長に報告を行うものとする。

17. 交付方法

4(2)の交付金事業については、国は、予算の範囲内において、事業に必要な経費について、別に定めるところにより、交付金を交付するものとする。

らの委託をおこなうものとする。

附 則

1 この要領は平成22年 月 日より施行する。

2 平成21年度以前に、5に基づく事業計画の策定をおこなっている協議会については、7（5）に定める返還の対象に委託費を、12に定める証拠書類について委託契約の基礎となった書類も対象とする。また、委託費に係る経費については、15に準じて区分して経理し、支出しなければならない。

生物多様性保全推進支援事業計画

支援事業名				
協議会名				
事業対象地域 (※1)	都道府県、市町村名等	事業期間	平成 年度 ～ 平成 年度	
1. 連絡先	事務担当者：		Tel.	
	E-mail		Fax.	
	事業担当者：		Tel.	
	E-mail		Fax.	
2. 該当する支援事業のメニュー (該当するもの全てに○)	(1) 野生動植物 保護管理対策	①種の保存法に基づく保護増殖事業計画に位置づけられた事業		
		②鳥獣保護法に基づく特定鳥獣保護管理計画に位置づけられた事業		
		③国指定鳥獣保護区の保護に関する指針に基づく保全事業（自然公園等事業の対象事業を除く）		
		④環境省版レッドリストの絶滅危惧Ⅰ類またはⅡ類に位置づけられる種であって、緊急な対策等が必要な種に関する事業		
	(2) 外来生物防 除対策	①外来生物法に基づく防除計画に位置づけられた事業		
		②国内移入種または要注意外来生物に関する対策であって、国の生物多様性保全施策の観点から保全対策推進の必要性が高い事業		
	(3) 重要生物多 様性地域対 策	①自然再生推進法に基づく事業実施計画に位置づけられた事業（自然公園等事業の対象事業を除く）		
		②世界遺産条約に基づく自然遺産の登録地において行われる事業であって、世界遺産の管理計画に位置づけられた事業		
		③法令または国際条約に基づく保護地域、ユネスコの定める生物圏保存地域(MAB)、もしくは環境省の選定する重要湿地、特定植物群落等における事業であって、国の生物多様性保全施策の観点から保全対策推進の必要性が高い事業		
3. 要望額	委託事業分		交付金事業分	
	合計		合計	
	初年度目	千円	千円	千円
	2年度目	千円	千円	千円
	3年度目以降 (※2)	千円	千円	千円
合計	千円	千円	千円	
4. 要望額 積算内訳	別紙1、別紙2			
5. 事業計画の概要				
6. 地域における生物多様性保全上の課題と取組の現状 (既に実施している地域の生物多様性の保全・再生に資する施策等を含む)				

7. 事業計画	
(1) 初年度目の事業計画	
①委託事業	
概要：	
ア □□事業	
イ △△事業	
ウ ××事業	
②交付金事業	
概要：	
ア □□事業	
イ △△事業	
ウ ××事業	
(2) 2年度目の事業計画	
①委託事業	
概要：	
ア □□事業	
イ △△事業	
ウ ××事業	
②交付金事業	
概要：	
ア □□事業	
イ △△事業	
ウ ××事業	
(3) 3年度目以降の事業計画	
①委託事業	
概要：	
ア □□事業	
イ △△事業	
ウ ××事業	
②交付金事業	
概要：	
ア □□事業	
イ △△事業	
ウ ××事業	
8. 保全推進支援事業の実施により期待される生物多様性保全等の効果の目標	

※1 別紙の添付も可。

2 1箇所あたりの事業期間は2年程度とし、継続の必要性が高いと認められる場合は1年を単位として事業期間を延伸することができるものとする。

(別紙1)

委託事業要望額積算内訳書

支援事業名 _____

(単位：千円)

	事業名	要望額	積算内訳
初年度目	ア. □□事業		
	イ. △△事業		
	ウ. ××事業		
2年度目	ア. □□事業		
	イ. △△事業		
	ウ. ××事業		
3年度目以降	ア. □□事業		
	イ. △△事業		
	ウ. ××事業		

(別紙2)

交付金事業要望額積算内訳書

支援事業名 _____

(単位：千円)

	事業名 (事業主体)	導入設備	事業額	要望額	事業主体等の負担額	積算内訳
初年度目	ア. □□事業 ()					
	イ. △△事業 ()					
	ウ. ××事業 ()					
2年度目	ア. □□事業 ()					
	イ. △△事業 ()					
	ウ. ××事業 ()					
3年度目以降	ア. □□事業 ()					
	イ. △△事業 ()					
	ウ. ××事業 ()					

注1 導入設備については、設備の能力、基数も記述すること。

2 事業主体等の負担額については、各事業毎に当該資金を負担する主体とその負担額を記載すること。

生物多様性保全推進支援事業計画

支援事業名			
協議会名			
事業対象地域 (※1)	都道府県、市町村名等	事業期間	平成 年度 ～ 平成 年度
1. 連絡先	事務担当者：		Tel.
	E-mail		Fax.
	事業担当者：		Tel.
	E-mail		Fax.
2. 該当する支援 事業のメニュー (該当するもの 全てに○)	(1) 野生動植物 保護管理対 策	①特定鳥獣保護管理計画に位置づけられた事業など、地域における適正な野生動物保護管理対策であって、国の生物多様性保全施策の観点から保全対策推進の必要性が高い事業	
		②環境省版レッドリストの絶滅危惧Ⅱ類以上に位置づけられる種であって、緊急な対策等が必要な種に関する事業	
	(2) 外来生物防 除対策	特定外来生物や要注意外来生物、国内移入種などに関する対策であって、国の生物多様性保全施策の観点から保全対策推進の必要性が高い事業	
	(3) 重要生物多 様性地域対 策	①法令もしくは国際条約に基づく保護地域、ユネスコの定める生物圏保存地域(MAB)、または環境省の選定する重要湿地もしくは特定植物群落等における事業等であって、国の生物多様性保全施策の観点から保全対策推進の必要性が高い事業	
3. 要望額			
初年度目			千円
2年度目			千円
3年度目以降 (※2)			千円
合計			千円
4. 要望額 積算内訳	別紙		
5. 事業計画の概要			
6. 地域における生物多様性保全上の課題と取組の現状 (既に実施している地域の生物多様性の保全・再生に資する施策等を含む)			

7. 事業計画	
(1) 初年度目の事業計画	
概要：	
ア □□事業	
イ △△事業	
ウ ××事業	
(2) 2年度目の事業計画	
概要：	
ア □□事業	
イ △△事業	
ウ ××事業	
(3) 3年度目以降の事業計画	
概要：	
ア □□事業	
イ △△事業	
ウ ××事業	
8. 保全推進支援事業の実施により期待される生物多様性保全等の効果の目標	

※1 別紙の添付も可。

※2 1箇所あたりの事業期間は2年程度とし、継続の必要性が高いと認められる場合は1年を単位として事業期間を延伸することができるものとする。

※3 平成21年度以前に策定した事業計画については、策定時の書式を使用する。

(別紙)

交付金事業要望額積算内訳書

支援事業名 _____

(単位：千円)

	事業名 (事業主体)	導入設備	事業額	要望額	事業主体等の負担額	積算内訳
初年度目	ア. □□事業 ()					
	イ. △△事業 ()					
	ウ. ××事業 ()					
2年度目	ア. □□事業 ()					
	イ. △△事業 ()					
	ウ. ××事業 ()					
3年度目以降	ア. □□事業 ()					
	イ. △△事業 ()					
	ウ. ××事業 ()					

注1 導入設備については、設備の能力、基数も記述すること。

2 事業主体等の負担額については、各事業毎に当該資金を負担する主体とその負担額を記載すること。

(別紙) ※平成21年度以前に策定した事業計画のみ該当

委託事業要望額積算内訳書

支援事業名 _____

(単位：千円)

	事業名	要望額	積算内訳
初年度目	ア. □□事業		
	イ. △△事業		
	ウ. ××事業		
2年度目	ア. □□事業		
	イ. △△事業		
	ウ. ××事業		
3年度目以降	ア. □□事業		
	イ. △△事業		
	ウ. ××事業		

別紙様式 3 号

番 号
年 月 日

環境省自然環境局長 殿

住 所
〇〇〇〇協議会
会長 〇〇〇〇 印

平成 年度〇〇〇〇協議会の活動について（報告）

記

報告書 1 7 部
電子媒体（C D - R O M） 2 式

(報告書例)

※表紙、目次、本文については別様にし、目次の項目毎に項を改める等の工夫を 適宜おこない、必要に応じて図・表
を使用し、解りやすく記載すること

※項目等については、活動内容に応じて適宜変更して構わない

平成 年度 生物多様性保全推進支援事業

〇〇〇〇事業 報告書

平成 年 月

〇〇〇〇協議会

目 次

- 1 はじめに
- 2 事業の概要
 - (1) 目的
 - (2) 事業期間
- 3 主な活動の状況
- 4 交付金事業の実施結果
 - (1) ○○事業
 - (2) □□事業
 - (3) △△事業
- 5 まとめ
 - (1) 活動の成果（達成状況）
 - (2) 反省点及び改善点
 - (3) 課題及び今後の展望